



一人でも入れる組合

# ユニオン神奈川

No. 122

2020年9月18日

発行：日本労働組合総連合会神奈川県連合会

連合ユニオン神奈川事務局

〒231-0023

横浜市中区山下町24-1 ワークピア4F

TEL:045-211-1133 FAX:045-201-8866

(相談ダイヤル) 0120-154-052

## 特集

### 連合ユニオン神奈川労働相談事例

#### しんわコンビ未払い

#### 賃金請求事件

相談が持ち込まれたのは2017年8月のころだったと思う。時間外が全く支払われず、休日労働も対象になっていない。よく聞いてみると、週6日、1日8時間として48時間労働となっていた。

10月4日、11月1日と団体交渉を重ねたが会社は時間外を認めないかたくなな態度でしたが、出勤簿を基に算定した未払い残業代は629万円、不明部分を推定すると849万円となった。会社は入社時の約束が週6日48時間で働くことを了解して入ったのだから、違反は何もないと言いつ張る。

その後、裁判になって、約束したのだから違反はないと、会社はいうだけであった。

団体交渉で400万円の支払いで合意しないかと打診したが、会社は200万円なら考えてもよいと提案してきた。

組合員5名も、人を馬鹿にしたような社長「森ペン」の態度が許せない。まったく反省がないのだから裁判に訴えようと交渉を打ち切ることで気持ち切り替えた。

争いの場を横浜地裁に移し、証拠調べや審問を重ねても、会社の非をまったく認めず、裁判所が苦心して解決を促す和解を勧めても馬耳東風で全く意に介さない態度は、判

決で付加金、利息を含め2000万円の支払い命令となった。

横浜地裁の判決が下されたのは2019年6月。その後、こともあろうか会社は、1審判決を不服として東京高裁に控訴、全く意味のない週48時間契約は正当だと申し立てたが、わずか2分で閉廷。2020年1月に東京高裁の判決が、1審とほぼ同じ内容で言い渡された。

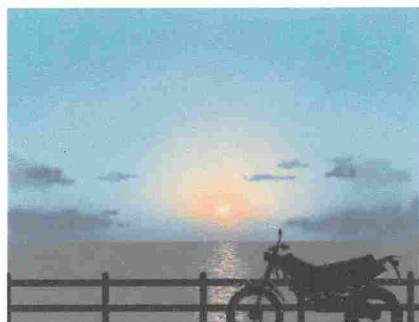
しかし、しんわコンビは支払いを拒否し、資産隠しに奔走し、会社業務をほとんど停止してまで、裁判所の判決に抵抗し続けた。

西川弁護士は「所有権移転登記抹消登記手続請求」を横浜地裁に起こし、財産開示と金融機関への強制執行など執拗に回収作業を進めた結果、突如、元金1000万円を支払うので和解してほしいと

連絡が入り、何はともあれ若干、上積みして1100万円で和解合意した。横須賀市会議員出身の社長「森ペン」との戦いでしたが、損害賠償の支払いまで追い込んだ成果はあった。株式会社しんわの組合つぶしは不当労働行為との戦いはまだまだ続いている。

この事件は、週6日、計48時間の労働契約の違法性と割増賃金の算定方法に関する判例として、判例集に掲載されている。

#### 峰執行委員記



# 特集

## 連合ユニオン神奈川労働相談事例

### 外国人から

#### 解雇された、助けて

電話の向こうで早口でまくしたてている。アフリカ系のようなだが、言っていることがあまり理解できず、とにかく会うことにした。

私には外国人からの相談は初めてのことで、紙屋顧問に立ち会ってもらおう。日本語は理解し、話すことが出来る。さらに永住権も持っている。ひと安心。しかし、賃金が本当に低い。夜勤で時給1300円。請負現場でトラブルに巻き込まれ、出勤停止をいわれ、それが原因で請負元社長から一方的に解雇を言い渡された。

### 中華レストランの

#### 時間外不払い解決事例

横浜に3店舗を有する中華料理店。店舗を移動しながら接客を担当しており、1日の労働時間は深夜にもおよび10時間を超えるものであった。労働契約は1ヶ月単位の變形労働時間制（注1）と、職務手当として固定残業・深夜割増45時間分を含む8万円の手当が支払われる固定残業制（注2）を採用している。

就業規則の運用や、時間外労働の管理がなされておらず45時間を超えた時間外割増の清算がされていないことを根拠に、固定残業制は無効であるということを連合ユニオン神奈川は主張し、交渉を展開した。連合ユニオンの要求額〇〇万円に対し、会社は固定残業制の有効性とコロナによる

経営難を理由に〇〇万の解決金を提示してきた。金額に大きな差はあるものの相談者の早期解決したいという意向も強く、〇〇〇万円の解決金で合意した。

毎日、時間に追われるような働き方を行っているなら、自分が行っている残業について正しく知ることが必要である。

#### 成重書記次長記

（注1）變形労働時間制  
労働時間を月単位・年単位で調整することで、繁忙期等により勤務時間が増加しても時間外労働としての取扱いを不要とする労働時間制度。

（注2）固定残業制  
みなし残業制。時間外労働、休日労働、深夜労働の有無にかかわらず、一定時間分の時間外労働などについて割増賃金を定額で支払う制度のこと。



鈴木書記長記



## ユニオン・レクリエーション 歴史散策「横須賀」開催！

コロナで見送りが続くユニオンレクリエーションですが、恒例「歴史散策」を10月24日(土)に開催します。

コロナ感染防止対策をしっかりと、組合員交流を図りましょう！（開催案内参照）